

産業建設委員会会議録

=====
日時 令和6年12月13日（金曜日）

午前10時から午前11時55分まで

場所 第4委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 付託された議案の審査

(1) 議案第85号 土浦市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について

(2) 議案第92号 常磐線荒川沖構内56k928m付近本郷道踏切歩道設置工事に係る施工協定の締結について

(3) 議案第103号 債権の放棄について

(4) 議案第104号 債権の放棄について

(5) 議案第105号 公の施設の区域外設置に関する協議について

(6) 議案第90号 令和6年度土浦市水道事業会計補正予算（第1回）

(7) 議案第91号 令和6年度土浦市下水道事業会計補正予算（第1回）

4 報告事項

(1) 入札案件について

(2) 工事発注状況報告について

(3) 第5期「土浦ブランド認定品」について

(4) 地域計画策定の進捗状況について

5 その他

(1) 土浦港周辺広域交流拠点整備事業に係るサウンディング型市場調査の実施について

6 請願・陳情の継続審査

(1) 受理番号15 匂橋の管理瑕疵に関する陳情書

7 閉会 -----

出席委員（8名）

委員長 平石 勝司

副委員長 今野 貴子

委員 竹内 裕

委員 寺内 充
委員 海老原 一郎
委員 下村 壽郎
委員 島岡 宏明
委員 吉田 直起

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（15名）

産業経済部長	塚本 隆行	都市政策部長	飯泉 貴史
建設部長	渡辺 善弘	商工観光課長	沼尻 健
農林水産課長	坂本 直親	都市計画課長	鈴木 孝昌
都市整備課長	福澄 雄祐	公園・施設管理課長	中島 賢市
建築指導課長	齋藤 仁志	道路管理課長	滝田 昌暁
道路建設課長	浅岡 武徳	住宅営繕課長	三浦 誠
下水道課長	室町 和徳	水道課長	和田 利昭
農業委員会事務局長	岡田 将之		

傍聴者0名

事務局職員出席者 古宮 英剛

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。本日は、はじめに委員会に付託されました議案の審査を行い、つづいて、分科会に付託されました令和6年度補正予算について審査を行います。発言の際は、会議録作成のため、マイクの使用をお願いします。資料は、サイドブックスの「本会議」「令和6年」「第4回定例会」「事前配布資料」「議案第79号～議案第105号」をお開きください。執行部の方は、説明の際にページ数を示していただきますようお願いします。それでは、（1）議案第85号土浦市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について、説明をお願いします。

○和田水道課長 水道課でございます。議案第85号土浦市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正につきまして、議案書の18ページでございます。本件は、水道法施行令等の一部改正に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。改正内容につきましては、水道

工事の監督者と技術管理者の資格要件を改正するものでございますが、水道工事に携わる実務経験年数の緩和などのほか、学歴や履修学科の要件に土木工学以外の課程を追加する改正であり、令和7年4月1日からの施行となっております。19ページから21ページに改正内容が表記されてございますので、御確認の程よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等がありますか。

○竹内委員 条例の一部改正の案は、後ろに書いてありますが、まず布設工事監督者と技術管理者は、現在土浦市は何人と何人いるのでしょうか。

○和田水道課長 技術管理者につきましては、1人でございます。布設工事監督者につきましては、工務係のほうの職員が係長以外8人おりまして、技術者となっております。

○平石委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第85号土浦市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第85号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第92号常磐線荒川沖構内56k928m付近本郷道踏切歩道設置工事に係る施工協定の締結について、説明をお願いします。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。109ページをお願いいたします。議案第92号常磐線荒川沖構内56k928m付近本郷道踏切歩道設置工事に係る施工協定の締結につきまして、御説明いたします。110ページをお願いいたします。JR常磐線の本郷道踏切の歩道設置につきまして、JR水戸支社と協議を重ねてきました。今回協議がまとまりましたことから、施工協定の締結の承認をお願いするものでございます。工事の場所につきましては、荒川沖東三丁目地内となっております。協定のJRへの委託工事の内容でございますが、現況幅員5.5メートルの踏切内の車道部に2メートルの歩道を設置し、歩行者の安全を図るものでございます。協定期間につきましては、令和6年から令和9年とし、スケジュールとしましては、令和6年度にこの協定を締結のうえ、令和7年度にJRにおいて踏切内の工事のための設計を実施し、令和8年度から9年度にかけて踏切内の工事を実施する予定でございます。契約金額につきましては、令和9年度までの4か年間の費用として、2億4,9

60万円でございます。契約の相手方は、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長でございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

○海老原委員 おはようございます。表記について教えて欲しいのだけど、荒川沖構内とあるのだけど、構内というのはどこからどこまでなのか、それを教えてください。

○浅岡道路建設課長 駅のホームがありまして、そこから踏切が南に行って200メートルぐらい近い所なので、そこを合わせて構内と呼んでいるという、不確かな答えしかできず、申し訳ございません。

○海老原委員 別な場所だと、神立の踏切。例えば、あそこも構内になるのか。

○浅岡道路建設課長 白鳥の踏切だと思いますが、多分あそこも構内になると思います。

○下村委員 2億4,960万円は、現段階での想定金額だろうと思うのですが、3年後まで物価の高騰とかいろいろなことで、想定を超える金額になった場合には改めて報告があるのでしょうかけれども、追加の変更契約というものは有り得るでしょうが、そういった時には、どのように対応していくのかを教えてください。

○浅岡道路建設課長 契約金額については、当然JRのほうも物価上昇等ということをお勘案してやっています。下村委員おっしゃるとおり、3年後の工事になりますので、その時の上昇等が考えられると思います。その時に関しましては、当然協定の変更をやるのですが、この後、御説明します債務負担行為を組んでいますので、その補正という形でやらせていただくことになります。

○平石委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第92号常磐線荒川沖構内56k928m付近本郷道踏切歩道設置工事に係る施工協定の締結について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第92号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第103号債権の放棄について、説明をお願いします。なお、債権の放棄につきましては、議案書にて住所氏名等の個人情報に記載されておりますので、御注意願います。また、発言の際には、債権番号にて、御発言を

願います。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。144ページをお願いいたします。議案103号債権の放棄について、御説明いたします。本件につきましては、市営住宅使用料と駐車場使用料に係る債権の放棄でございます。地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決をお願いするものがございます。145ページをお願いいたします。この度は消滅時効期間が経過し、今後の徴収が極めて困難な15人について、債権の放棄をお願いするものがございます。なお、146ページからは1件ごとの内訳を記載してございますので、御確認の程、よろしくをお願いいたします。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

○竹内委員 私債権というのは珍しい表現なのだけど、もう一度改めて分かりやすく答えてくれますか。

○三浦住宅営繕課長 民法上の債権といたしましては、私債権と公債権というものがございまして、私共の住宅使用料と、つぎに説明します水道の使用料、これについて私債権となります。法律上、契約に基づいて発生する債権につきましては、私債権となります。以上でございます。

○竹内委員 簡単に言うと、私債だから、私がAさんだとすると、Aさんが背負っている借金ってこと。

○三浦住宅営繕課長 そういうことでございます。

○寺内委員 三浦課長。例えば、4番の人は110万円以上あるよね。その時に、市営住宅というのは保証人を付けているよね。保証人にはどのようにして債権の督促をしたの。

○三浦住宅営繕課長 寺内委員がおっしゃるとおり、連帯保証人がおります。今回の15人につきましては、債務者に債務承認書を送りまして、そこで返答がなかった場合には連帯保証人にも債務承認書を送りまして、その両方に払う意思が見られなかった15人を今回挙げております。

○寺内委員 それでは、連帯保証人がいてもいなくても同じになるんじゃないの。ある程度強めに出ていかないと。どっちも払ってくれないからいいやというのではなくて、連帯保証人というのは、借りた人と同等の権利を有する保証人なんだよね。だから、借りた人が本当に払えないのだったなら、保証人に代弁してくださいますというようにしないと、どっちも払う意思がないからいいんですってなったら、何のために連帯保証に付けたのかということになると思うんだよ。だから、私も何回か言ったことあるんだよね、委員会で。連帯保

証人もある程度年数経つといなくなる人がいるので、そういう場合はどうしているのですかって。そしたら、追加で連帯保証人をお願いしますっていう話だったの。ところが、実際的にこういうふうなことで、全部連帯保証人がいるのに、この15人はその保証人が一切払わないなんて、それでは、連帯保証人の意味がなされていないと思うんだよね。だから、もう少し強く出ていかないと。取れないものはしょうがないではなく、やることをやっても駄目だからお願いしますでしょ、普通は。市営住宅を無料で住ませているわけではないのだから。例えば、こっちでリフォームをして、綺麗にして住まわせて、それでお金払えないから払えませんかというのはないと思うんだよ。市民が納得すると思わないんだよね。だから、もう少し連帯保証人に強く出ないと。私が払えないって言ったら、役所のほうで債務を免除してくれたからなんていうのが、ほかに聞こえたら、誰も払わなくなるよ。そういうことが出てくるのではないかと思うんだよね。これ年数が経過しているから、三浦課長の所ではないと思うんだけど、やはりそういう体制でいかないと、これからたくさん出てくるのではないかと思うんだ。昔は、500万円、600万円溜めてしまったっていうのはいたよ。それで、結局裁判をして、追い出ささいということであって、初めて裁判で追い出したことがあったよ。それで、なるべく500万円とか300万円とか溜めないうちに、法的なものをやりなさいと。500万円、300万円も溜まってしまうと、弁護士費用で終わっちゃうんだよ。そんなことをやっても、相手は500万円溜まっていて、払えないから、そうすると、弁護士費用だけが掛かる。それだったら、低額でできる司法書士が、裁判のほうに持っていきなさいっていうことで、何回か委員会でも議論したんだよ。ところが、この15件というのは、今言ったように100万円以上も溜まっている人、連帯保証人も知りません。例えば、連帯保証人の人がある程度払って、これ以上払えないから勘弁してもらいたいっていうんだったらいいよ。どっちも払わないんだったら、住んでいても払えないって言ったほうが楽になるだろうよ。それでは不公平になるから、やることはやって、それでも駄目だったならば、こういうことだからお願いしますということが普通なのではないかと思うんだよ。私らも監査やっている時に、もうこの何十年と経ってるものを、いつまで残してもしょうがないから、不納欠損しなさいということ言っているよ。でも、ここにすれば、連帯保証に付けているのに、連帯保証人に一切債務を負わせることなく、払えないからしょうがないです、だから、この債権処理を認めてくださいって言ったって、みんな分かりましたってなかなか言えないと思うよ。今度は、連帯保証人に再三こういうことなんだと、どうしてもあなたが駄

目だったら、あなたが保証人になったのだから、あなたが債務者に対して、説得してくれとかってやらないと。どっちにいても払えませんかでは世の中通らないよ。それだったら、裁判をしなさいよ。今経済的に苦しいから、払えないとって、ずっとこうなっていると思うんだよね。それだったら、その家を差押えるとかをやっていかない限りは無理だって、少々強気に出なければ。だからそういうところは考えてくださいよ、渡辺部長。取れないものはしょうがないではなくて、やることをやって、ここまでやったけれど、もうどうしようもないものですから、申し訳ないけど、債権放棄するしかないんですということ、議員に説明すれば、しょうがないよねってことがあるのだけれど、取れないから債権放棄といたら、今まで何をやっていたのってなると思うんだよ。だから、そういうところはちゃんと考えてやってください。これは、三浦課長に言っているわけじゃないよ。歴代の課長からずっと積み重なっているわけだから。これから、強硬な態度でいかないと、結局こういうことはどんどん出てくると思うんだよ。市営住宅は大丈夫だよな、少しぐらい溜まっても追い出されるわけではないから、払う払うって言っていけば大丈夫なんだっていうことが、住んでいる人から違う人の耳に入って、無理して払うことないなんて話になったら、こんなことを繰り返されてしまう。だから、そういうところだけはちゃんとやってくださいよ。今回は認めるけどまた同じような案件では出さないように努力してくださいよ。

○下村委員 債権回収機構へ、これは委ねていたのですか。

○三浦住宅営繕課長 債権機構には、委託してございませんでした。私共でやっておりました。

○下村委員 寺内委員のお話のとおり、監査委員の中では結構この話が出てくるの。そういう中で、債権回収機構に委ねるか委ねないかという問題もあるのかな。ただ、最近連帯保証人は要らなくなったんだよね。そうなるとうどうなるか分かりませんが、強硬に出るといのは、行政側の職員では難しいところもあるから、こういうものをみんな債権回収機構へ委ねることも検討しなくてはいけないんじゃないの。なぜそんなことを言いたいというと、3年間とか4年間ぐらいで少額の人もあるけれど、大きい金額で200万円を超えて、245万円とか、これからもどんどん出てくると思うんですよ。だから、自分たちの職員で回収してこいというの、なかなか難しいことも考えられるので、債権回収機構に委ねるといのは、良いか悪いかをまずきちっと皆さんで御検討いただいて、第三者に委ねたほうが回収しやすいのかもしれないし、ただこれによって、もっと問題が発生してくるのは、生活保護に陥ってという話が必

ず出てくるんですよ。だから、その辺も御検討いただきながらやっていただきたいなと思います。

○三浦住宅営繕課長 検討させていただきます。

○竹内委員 市営住宅の家賃滞納者の問題は、何十年も私はやっているんですよ。訴えの提起も提案をして、速やかに出てもらうために訴訟を起こす。ただ問題は、出ていく条件は原状復帰なんですよ。あなたが出ていくのだから、少なくとも元の状態に、より近く戻してくださいよという約束をしてもらっているんです。訴えの提起は裁判ですから、出ていかざるを得ない。でも出ていく前にやることあるでしょうと。これはやっているのか、それが一つ。やっていない人が圧倒的に多いので、畳も取り替えないといけない、襖も取り替えるから全て替えるしかないよね、新しく入居者をお迎えするわけだから。その予備費というのは、どんな名目で使っている、出ているのかね。相当直していると思うよ。

○三浦住宅営繕課長 退去の時に、残存物は撤去していただいて、畳の表を替えたり、襖を替えたりということをやって、出ていただくということがございます。それで、退去検査の時にそういうことがやっていないと、指摘して直していただく。それと、お預かりしている敷金がございますので、それを充当してやっていただくというようなことがございまして、委員おっしゃるように、綺麗にした形で退去していただくように、私共心がけております。以上でございます。

○平石委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第103号債権の放棄について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第103号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第104号債権の放棄について、説明をお願いします

○和田水道課長 水道課でございます。議案第104号債権の放棄につきまして、議案書の148ページをお願いいたします。本件は、水道料金にかかる債権の放棄でございまして、地方自治法第96条第1項の10号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。149ページをお願いいたします。この度、水道料金の滞納にかかる債務者数は、419人であり、放棄する債権の総額は、468万5,002円となっております。放棄の理由につきましては、消滅時効期間が経過し、今後の徴収が困難となった債権であり、1件ご

との内容につきましては、150ページから191ページに内訳の一覧が記載されてございますので、御確認の程、よろしくお願いいたします。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

○竹内委員 債権の放棄をした419人。これ全部水道栓を閉めて、水道を送水してないわけ。

○和田水道課長 竹内委員の御質問につきましては、料金の滞納をされた方につきましては、まず督促状の通知をさせていただきますけれども、それでも徴収できないお宅につきましては、まず猶予期間としまして3か月間、電話や自宅訪問等によりまして、徴収の努力をさせていただきますけれども、それでもお支払いいただけない、3か月を経過した方につきましては、まず一度閉栓させていただくというような連絡をさせていただいた中で、まずは給水栓を止めさせていただいています。その後、お支払いいただいた際には、元通りで給水栓を開けさせてもらうような順番でやっておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○竹内委員 いろいろ流れがあると思うのだけれど、訪問してまた払ってくれよ、どうしますかと。でも、どうしようもなかったら水道を止めている。止めた後、この方たちはどういう生活を送るのかね。

○和田水道課長 竹内委員がおっしゃるとおりでございます。生活困窮されているような方につきましては、やはり全額納付というのが難しいところがございまして、分納という形で、500円でも1,000円とまず一部だけでもいただけた場合には、開栓するような形をとっております。そういった対応をとらないと、生活できなくなってしまうので、その辺は柔軟な対応に努めています。以上でございます。

○海老原委員 この表の41と42。同じ人だと思うのだけれど、住所が違うんだよね。名前が同じで、ただ住所が違う。これはどういうふうな、元の原因かな。それを教えてください。

○和田水道課長 こちらの方々につきましては、同じ名前で住所が変わっているというふうな中には、転居とかされた後でも滞納があるような方もいらっしゃいましたので、そういった理由かと思えます。ちょっと手元にその辺の細かい資料がございませんので、御了承いただければと思います。以上でございます。

○海老原委員 41が4,431円、42が2,316円。これ大元は、同じ箇所の滞納なのか、それとも同じ年度なので、引っ越した後の滞納、2か所に

分かれる滞納なのか、それを教えてください。

○和田水道課長 詳細につきまして、今手元にないので申し訳ございません。

○海老原委員 後で教えてください。

○和田水道課長 はい。そちらにつきましては、調べさせていただきますので、お願いいたします。

○島岡委員 41番、42番の方が、どこかに引っ越しても土浦市の水道を使いますよね。その時、使わせてやるのですかね。

○和田水道課長 閉栓につきましては、まずお支払いいただいた時点で、開栓させていただいてますので、そういった対応をとっております。

○島岡委員 42番の方が、右側のサニーハイツという所に引っ越したとしますよね。そうすると、サニーハイツで開栓してくれて言った時には、開栓するのですか。

○平石委員長 どうでしょう、部長。何かお答えできますか。

○渡辺建設部長 大至急、お調べいたしまして、この委員会中にお答えするようにします。

○平石委員長 そうということで、よろしくお願いいたします。

○寺内委員 和田課長。これ市民課で1回照らし合わせてるの。亡くなった人がここに載っているんだよ。平成30年度中ということで、この人はもう亡くなっているんだよね。だから、その人が債権放棄っていても、亡くなっている人から取れないもんね。だから、1回市民課で合わせないと、亡くなった人が残っていたって、取れないのは当たり前だよ。だから、市民課で1回照らし合わせて、やったほうが良いんじゃないかな。

○和田水道課長 この一覧を作る中で、死亡者につきましては、今後相続人からも徴収するような形で進めていかなければならないので、市民課のほうと照らし合わせながら調べてはいるのですが、寺内委員おっしゃるとおりで、そういったこともあり得ます。今後も引き続き調査をしていく中で、戸籍等の調査しながら、その辺の確認作業は間違いなくできるように進めていきたいと思っております。

○寺内委員 相続放棄をしているはずだから、誰がやっても請求できないのは分かっているから、調べてくださいって話だけです。

○和田水道課長 そちら辺を調査していきますので、よろしく申し上げます。

○平石委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第104号債権の放棄について、原

案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第104号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第105号公の施設の区域外設置に関する協議について、説明をお願いします

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。議案書の192ページをお願いいたします。議案第105号公の施設の区域外設置に関する協議につきまして、御説明いたします。現在、本市におきまして、かすみがうら市との行政界におきまして、市道I級42号線の改良工事を進めておりますが、かすみがうら市地面の用地交渉が難航しており、道路線形の変更をかすみがうら市と協議してまいりました。その結果、かすみがうら市地面の用地買収をせず整備を進めることとなり、今回の変更協議の議案の提出をするものでございます。193ページをお願いいたします。こちらが変更協議書となっております、変更の内容でございますが、設置の場所として地番の後ろに地先を追加するものと、経費の負担割合を土浦市100分の74、かすみがうら市100分の26だったものを、土浦市100分の80、かすみがうら市100分の20と改めるものでございます。この負担割合の変更につきましては、整備面積の割合で算出しているもので、先程説明させていただきましたが、かすみがうら市地面の用地買収を行わないためとなっております。194ページが位置図となっております。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第105号公の施設の区域外設置に関する協議について、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第105号は、原案どおり決しました。暫時休憩をいたします。

(午前10時35分休憩)

(午前10時41分再開)

○平石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。議案第90号令和6年度土浦市水道事業会計補正予算(第1回)について、説明をお願いします。

○和田水道課長 水道課でございます。議案第90号令和6年度土浦市水道事業会計補正予算(第1回)につきまして、議案書の84ページをお願いします。

水道事業会計の補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。はじめに、条文の第2条は、水道事業費用における営業費用の補正であり、57万円を増額するものでございます。また、第3条資本的支出の建設改良費につきましても、1,857万5,000円の増により、補正額の合計が1,914万5,000円の増となり、85ページの第4条に記載された職員給与費における補正予定額となっております。なお、補正額の内訳につきましては、87ページに事業科目ごとの事項別明細書が記載されておりますので、御確認の程、よろしくお願いいたします。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 お諮りします。議案第90号令和6年度土浦市水道事業会計補正予算(第1回)について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第90号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第91号令和6年度土浦市下水道事業会計補正予算(第1回)について、説明をお願いします。

○室町下水道課長 下水道課でございます。91ページをお願いいたします。今回、補正をお願いする主な内容につきましては、人事異動に伴う人件費の補正並びに国庫交付金の追加交付に伴い工事費の増額補正をお願いするものでございます。第3条収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、第2項の営業外収益の増額補正。支出につきましては、第1項の営業費の増額補正。つづきまして、第4条資本的収入及び支出につきましては、92ページをお願いいたします。収入につきましては、第1項の企業債及び第5項の国庫補助金の増額補正。支出につきましては、第1項の建設改良費の増額補正でございますが、補正額の詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたしますので、96ページをお願いいたします。こちらは、補正に係る収益的収入及び支出の事項別明細書でございます。上段の表、収入の3目他会計補助金は、一般会計からの繰入金の増額補正となります。つづきまして、下段の表、3目処理場費並びに5目総係費は、定期人事異動に伴う職員の給料、手当などの人件費の増額でございます。つづきまして、97ページをお願いいたします。こちらは、補正に係る資本的収入及び支出の事項別明細書でございます。上段の表、収入につきましては、工事費増額の伴う1項1目企業債及び5項1目国庫補助金の増額補正となります。つづきまして、下段の表、資本的支出における1項

建設改良費の1目管渠費のうち、1節給料から7節法定福利費引当金繰入額については、それぞれ増減はございますが、収益的支出と同様に、定期人事異動に伴う人件費の補正でございます。また18節工事請負費につきましては、国庫補助金の追加に伴い、神立菅谷雨水幹線整備工事において、追加の増額補正をお願いするものでございます。なお、つぎのページ以降につきましては、資料となりますので、御確認をよろしくお願いいたします。下水道課から説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

○下村委員 97ページの資本的収入及び支出の収入で、企業債のお話がありまして、これ既決されている企業債というのは、12億8,920万円かな。これの後に補正で5,000万円ですけど、大体毎年度どのぐらいずつ企業債は増えていくの。

○室町下水道課長 国庫補助金の残りにつきましては、その年の事業費によって増減は変わりますが、大体同じような形で推移しているところでございます。

○下村委員 同じような推移ということは、毎年13億か14億ぐらいの状態。企業債の累積された金額がはっきり分からないけれど。

○室町下水道課長 その年の事業費に応じてということになるので、事業費が大きくなれば、企業債も増えるみたいな感じで、こちらは借入れのほうで、また返済のほうには別途予算も付いておりますので、よろしく申し上げます。

○平石委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第91号令和6年度土浦市下水道事業会計補正予算(第1回)について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第91号は、原案どおり決しました。委員会に付託された議案の審査は、以上となりますが、委員長報告書については、御一任でよろしいでしょうか。

(「委員長一任で」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、報告事項です。資料は、サイドブックスの「産業建設委員会」「令和6年」「12月13日」をお開きください。それでは、(1)入札案件について、つづけて順次、御説明申し上げます。

○坂本農林水産課長 農林水産課です。資料1の2ページをお願いいたします。

農林からの入札予定は、「農整工単第11号手野地区Ⅱ農道舗装工事」になります。工事延長260メートル。幅員4メートルの舗装工事で未舗装の道路を舗装するものです。価格、工期については、資料記載のとおりです。説明は以上となります。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。引き続き3ページをお願いいたします。「道管道維委第105号06市道Ⅰ級3号線舗装構造調査業務委託」でございます。この委託でございますが、国の補助金を活用するための条件となっております。概要でございますが、コカ・コーラ前の交差点からカスミまでの1,600メートルの路面調査でございます。つづきまして、4ページをお願いいたします。「道管道舗工第4号及び道管道維工第204号市道Ⅰ級9号線舗装打換工事」でございます。工事場所は、栗野町でテクノパーク土浦北、紫ヶ丘工業団地ですが、北側となります。舗装面積は825平方メートルでございます。つづきまして、5ページをお願いいたします。「道管道維工第205号市道Ⅰ級8号線舗装打換工事」でございます。工事場所は、菅谷町で菅谷小学校の東側となります。舗装面積は921平方メートルでございます。つづきまして、6ページをお願いいたします。「道管道維工第206号市道真鍋新町15号線舗装打換工事」でございます。工事場所は、真鍋新町で新川排水機場の北側となります。舗装面積は519平方メートルでございます。道路管理課からは以上でございます。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。引き続き御説明いたします。道路建設課の入札案件につきましては、4件でございます。7ページをお願いいたします。「市道富士崎二丁目5号線基礎調査委託」でございます。委託の場所につきましては、土浦第二小学校の南西側に位置する、富士崎二丁目地内の生活道路でございます。委託の概要としましては、延長140メートルの区間におきまして、現況幅員約2.8メートルの道路を、計画幅員4.0メートルに拡幅改良するための測量委託でございます。つづきまして、8ページをお願いいたします。「都市計画道路荒川沖木田余線（Ⅰ期）防護柵設置工事」でございます。工事の場所につきましては、木田余地内の荒川沖木田余線沿いの西側でございます。工事の概要としましては、延長264メートルの区間におきまして、高さ1.1メートルの防護柵を設置するものでございます。つづきまして、9ページをお願いいたします。「市道Ⅰ級42号線改良工事（15工区）」でございます。工事の場所につきましては、都市計画道路中貫白鳥線の北側で鶴沼公園の西側に位置する神立東一丁目地内でございます。工事概要としましては、延長120メートルの区間におきまして、改良舗装工事をする工事でご

ございます。つづきまして、10ページをお願いいたします。「市道神立東一丁目16号線改良工事」でございます。工事の場所につきましては、神立駅の東側に位置する、神立東一丁目地内の生活道路でございます。工事の概要としましては、延長240メートルの区間におきまして、現況幅員約2.8メートルの道路を、計画幅員4.0メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を布設し、舗装を整備する工事でございます。道路建設課の案件は、以上でございます。

○三浦住宅営繕課長 つづきまして、住宅営繕課でございます。11ページをお願いいたします。「土住第5号市営中村住宅2号棟104号室復旧工事」でございます。この工事につきましては、同室について、内装や住宅設備などの全面的な復旧工事を行うものでございます。説明は以上でございます。

○室町下水道課長 つづきまして、下水道課でございます。12ページをお願いいたします。下水道課は、1件でございます、「R6市単水路第1号及び06道建生工第12号虫掛地内小規模排水路施設整備工事」でございます。この工事は、道路建設課との合併工事で、工事内容につきましては、虫掛地内の柴沼醤油の工場脇の水路の暗渠化を行いまして、合わせて道路改良工事を行うものでございます。実施内容につきましては、工事延長66メートルの区間におきまして、幅1,200ミリメートル、高さ1,100ミリメートルの水路58.9メートルの布設と、道路側溝66メートルの布設を行い、道路幅員6メートルとする工事でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

○竹内委員 8ページ、要するに転落防止柵ですが、転落しているのですか。何が転落したんですか。

○浅岡道路建設課長 この都市計画道路、荒川沖木田余線でございますが、道路の歩道の部分と田んぼの所、高低差がありますので、その安全を図るために防護柵のほうを設置してございます。落下というのは聞いてございませんが、そうならないために設置させていただいて、安全を図るものでございます。

○下村委員 11ページの市営住宅の居室を一つだけ全面改修するのですか。

○三浦住宅営繕課長 この部屋につきましては、火災により被害を受けておりますので、それを復旧するものでございます。

○下村委員 これ保険適用になったのですか。

○三浦住宅営繕課長 保険の適用にはなりません。保険以外は、加害者に請求するようなことで、今調整しております。

○寺内委員 どのくらい火災保険で下りるの、この1, 300万円のうち。

○三浦住宅営繕課長 約94%が火災保険から下ります。

○寺内委員 その方は、また違う市営住宅入っているの。

○三浦住宅営繕課長 この火事は放火による火事でございます、この火事について、まず御説明をさせていただきたいと思っております。8月の3日でございます。昨年8月3日でございます。まず、お母さんと娘さん、娘さんは未成年でございますが、2人が住んでおりまして、その未成年のお子さんが、台所に火を付けてしまったと。本人は今少年院に入っておりまして、お母さんは市外に転出しております。

○下村委員 これ鉄筋コンクリート住宅でしたよね。火災で相当な温度が上がったのかどうか、全焼だからこれをやるのでしょうか、そうするとコンクリートは破裂、爆裂が起きてくるのだけれど、構造的なものの体力検査というのはしたのですか。

○三浦住宅営繕課長 現地のほうは確認いたしまして、隣と隣上も確認いたしまして、異常がないのは確認しております。それで撤去いたしまして、安全に施工するように心掛けたいと思っております。

○下村委員 マンションとか、いろんな所での火災というのは構造的なものに負担が掛かるから、専門的な知識のある方に検査をしてもらわないと、今度地震が来た時に、体力がない所でスラブが抜けたとかということになると大変なので、あれ壁式構造だと思うんだよね。だから、柱梁が無くて、いわゆる壁とかの中で構造体を作ってるわけだから、ある程度きちっと検査をしていかないと、耐震的なものまで影響する可能性もあるので、専門的にチェックしていただきたい。きちっと構造的に大丈夫で改修が終わって、それで貸出しができるというのであれば良いのだけれども、その順序だけ、きちっとステップを踏んでやって欲しいなと思っております。以上です。

○三浦住宅営繕課長 私共の課には建築士もおりますので、その者と調整しながら、検査をしながらということで、安全を心掛けて施工したいと思っております。以上でございます。

○平石委員長 よろしくお願ひいたします。そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、(2) 工事発注状況報告については、説明を省略いたしますので、各委員におかれまして、御覧いただきますようお願いいたします。つぎに、(3) 第5期「土浦ブランド認定品」について、説明お願ひします。

○坂本農林水産課長 農林水産課です。資料3の2ページをお願ひします。農

林水産物とその加工品を対象とした土浦ブランド品につきまして、本年度9月中旬から1か月間募集し、43件の申請がありました。11月21日に外部の委員で構成されますブランド協議会により審査会を実施いたしました。この度、全て認定品として決定し、本日付で認定結果を対象者に郵送で通知いたしますので、委員の皆様にお知らせいたします。これから3年間は、試食会などのイベントに積極的に参加いただき、市と一緒にブランド認知を広めていくよう進めてまいりますので、よろしく願いいたします。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

○海老原委員 新規のものはいいのですが、既存のものについてのチェックはやる予定があるのかな。

○坂本農林水産課長 既存品も一度認定期間が切れておりましたので、改めて今回ゼロから全部品を持ってきていただいたりしまして、審査をし直しました。以上でございます。

○下村委員 例えば、土浦ブランド認定品という認定を受けたら、何かマークが与えられたりするのでしょうかということと、ふるさと納税をした方への対応。返礼品の対象になるのかということも教えてください。

○坂本農林水産課長 まず、1点目の御質問のマークにつきましては、土浦ブランドマークというのがございますので、そのブランドマークを対象商品とか、お店の幟に付けていただくようになります。もう1点目の御質問のふるさと納税につきましては、ふるさと納税のほうは申請方式ですので、今回認定書の授与式があるのですが、その際にふるさと納税にもぜひ申請していただきたいということで、その関係資料をお渡しする予定になっております。以上でございます。

○下村委員 ありがとうございます。茨城県のアンテナショップをやっていますね、東京都内で。そういった所にも土浦ブランド認定品のパンフレットみたいなのか、そういったものは持っていつているのでしょうか。

○坂本農林水産課長 残念ながら、銀座のほうのアンテナショップにはまだこちらの力不足で、そういったものは持ち込めてない状況です。

○下村委員 土浦ブランドということで、ここにも書いてあるけれど、PRしていきたい、交流人口の増加やまちの賑わい創出と書いてあるのだから、そういったことも含めて検討して、どんどん進出して行って欲しいと思います。それを実施して行って欲しいなと思います。

○坂本農林水産課長 そのように努力してまいりたいと思いますので、よろし

くお願いいたします。

○海老原委員 今気がついたのでありますが、この一覧表の24番の梨。梨は種類がいっぱいあるのだけれど、この辺をどうやって売り出すのかな。

○坂本農林水産課長 土浦の風土で採れた梨については、全て美味しいものでございますので、梨の種類に関わらず、ブランドとして認定しております。

○海老原委員 処理については分かりました。ただ、この梨も生産農家がたくさんあるわけだよね。その点は、各ブランドじゃなくて、農協さんが各農家さんから仕入れて、農協の箱に入れば、土浦ブランドになるのですか。それとも、どこかにどここの農園産とか書いてあるのかな。

○坂本農林水産課長 水郷つくば農協のほうからの申請になっておりますので、各農園さんではなく、水郷つくば農協から出荷、買うものがブランド対象品としてなっております。

○海老原委員 ということは、水郷つくばのお墨付きがということだよね。水郷つくばには、チェックする担当がいるのかな。

○坂本農林水産課長 梨の担当のほうは伺っておりますので、しっかりチェックしていただいております。

○海老原委員 梨部会もあるのでしょうか、どういったチェックが良いのかは言えないのだけれど、市のほうも農協さんと一緒にチェック機能を厳しくしていただきたいと思います。これは要望です。

○島岡委員 今日の夜行く店の鴨の名前は天然真鴨とかですね、豚も何とかの輝き豚だとか、なかなか魅力のあるお名前を県のほうで付けていただいているような気がしました。この間も県南地方事務所の所に行ったら、その八郷の柿の名前を凄いいい名前を付けていて、これはいい名前だなと思ったんですけど、名前の名付けが少し甘いんじゃないのかなと思うんですよね。魅力的な名前を付けたらどうでしょうか。

○坂本農林水産課長 認定品名については、申込みいただいた方にお名前を記載していただいておりますので、今後そういったネーミングも工夫していただくようにお話したいと思います。

○島岡委員 県南地方事務所の左側を入った所に、県の名産の名前を付けたポスターが貼ってあったりしますので、ぜひそれを集めて、眺めてみたらいかがでしょうか。なるほど、こういう名前を付けてやっているんだなと思って、茨城県内にはいっぱいそういう名前を付けてやっている所があると思うんですよね。ぜひ面白くやってください。楽しんでやってください。

○坂本農林水産課長 貴重な御意見ありがとうございます。早速確認してまい

りたいと思います。

○**下村委員** 先ほどの梨の話なのだけれども、水郷つくば農業協同組合が単純に梨だけで出すのでは、何にも理解してもらえなくなっちゃうというふうに感じる。必ず生産品の箱には、通常生産者コードというのが打たれるんですよ。これは現品保証があるので、ISOの規格の中で食品規格もあるから、それを守っているのがJAなんですよ。だから、勝手なことできないんです。生産者が誰も分かりませんでは、何かあった時に困っちゃうんですよ。だからJAはそんなことやらないので、何か付いていると思うんですよ。例えば、調べてしっかり作ったものですよ、現品も管理していますよ、農薬についてもこうなっていますよっていうことが、一つの基準の中にあるんだから、そういうものを表記する、中にリーフレットみたいな案内文を入れないと売れないですよ。だから、そこも追求して、どういうふうになっているのですかというのを調べておいていただきたいと思います。それで、みんなにこのブランド品ですよってやるということが大切なのかなと思います。

○**坂本農林水産課長** リーフレッツのほうは、これから取り掛かりますので、貴重な御意見ですので、早速そのように農産物一次品については、そのような記載方法に改めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**寺内委員** 坂本課長。最初土浦ブランドを売った時に、その出品者の人を全部集めて、マスコミも集めて大々的にやったんだよね。マスコミに凄いPRしてもらったのよ。ところが、追加しても誰も分からないよね。だから、そうではなくて、追加になったら、5品でも6品でも溜まったならば、今度また新たに土浦ブランドになりましたからということで、マスコミを入れてやってやらないと、全然分からないよ。土浦ブランドといってもそういうことを仕掛けていかないと。土浦ブランドの人だって、土浦ブランドで認定しますから出してくださいっていても、何のメリットもなかったらやらないよ。だから、上手くマスコミを利用するようなことをやれば、竹内委員が本会議で言ったようなフィルムコミッションもあるわけだから、そういうのを上手く利用して、みんな土浦ブランドを盛り上げてやらないと。例えば、パンフレットを作ります、リーフレットを作りますというのは、滅多にお目にかからないよ。新聞で大々的に宣伝してもらうのには、ぜひ取材してくださいっていうことをやらないと。土浦ブランドにしようかなと思って、頑張っている人だって、実際に何にもメリットがない、ただ土浦ブランドのレッテルだけもらったというふうになるので、それをバックアップするのに、上手くマスコミを使うということを考えてやってくださいよ。答弁はいいから。

○島岡委員 右粃の農家の皆さんが元気な時は、白菜、葱、じゃがいも、これが皆さんの口元には行かないで、全部大田市場に行って、「㊦」(右粃出荷組合)というブランドは普通の所より高く売れていたんですよね。だから、大田のほうに運送屋さんに頼んで、みんな持って行ってしまったんですけれど、その「㊦」というブランドということだけで、売れたらしいんですよね。参考までに。

○吉田委員 ブランド品の話なんですけれど、そもそもブランドは付加価値というか、差があることをブランドと訳すんですね。土浦ブランドなので、土浦の認定品ですというのはいいんですけれど、先ほど島岡委員からも話があったとおり、茨城でやっているのは、常陸の輝きとか、ここにしかないものを認定することによって、付加価値をつけるという。大田市場に行ったら、どこのものよりも茨城のものは安いんですよね。れんこんもですが、大分価格も下がっています。ブランディングというのを頭に入れるのであれば、ブランド品を、土浦がただ認定しただけではなくて、土浦が認定したということはこれだけ美味しいとか、ここにしかない唯一無二のものであるというふうな感じに持っていないと。今回は底上げみたいなコンセプトだったので、いろいろ品数を揃えることも良いと思いますが、もう一つの局面で、土浦といえればれんこんだけでも、糖度が何%ではないとこの名前にはなりませんよとか、県では梨は高い線引きで、糖度が何%で、形がこうではないと、このブランドの名前は使えませんよとか、常陸の輝きもそうですが、お肉だったら、この飼料を使っていて、脂身がこうではないとと、それは常陸の輝きとは呼びませんみたいな定義もあると思うので、そのような側面と、広くお伝えする側面というのを上手く使いながらやると、ブランディングはもっと上手くいくのかなと思うので、参考にさせていただければと思います。

○平石委員長 本当に今皆さんからお話があったことは、大事なことだと思いますので、いろいろ大変ですけれど、ぜひお願いいたします。ちなみに、認定式というのはいつですか。

○坂本農林水産課長 12月25日になります。先ほど、寺内委員からもお話がありましたように、記者への投げ込みとか、25日にまだ間に合いますので、早速やっていきたいと考えております。

○寺内委員 委員長、委員会を代表して、出てやってくださいよ。

○平石委員長 今までだと、確か市長のみでしたか。

○坂本農林水産課長 例年、市長と副市長のほうで認定書を渡していただいております。

○寺内委員 議会代表も出てもらったら良いんだよ、そういう時には。議論してもらっているんだから。

○平石委員長 ぜひ島岡議長も含めて。

○島岡委員 詳しい日程はいつですか。

○坂本農林水産課長 12月25日となります。詳しい時間のほうは失念してしまいましたので、後程お知らせいたしたいと思います

○島岡委員 議会事務局に話をしてください。

○坂本農林水産課長 分かりました。ありがとうございます。

○平石委員長 いろいろ大変ですけど、よろしくお願ひしたいと思います。そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、(4) 地域計画策定の進捗状況について、説明をお願いします。

○坂本農林水産課長 資料4の2ページをお願いいたします。令和6年度末までに策定が義務付けられております、地域農業の将来のあり方を明確化する地域計画策定の進捗について御報告いたします。2の進捗状況になりますが、従前の人・農地マスタープランに基づき、市内を4ブロックに分け計画を策定するため、それぞれの地域で昨年度、今年度と座談会を実施してまいりました。地域計画では、この地域は誰が将来耕作するのかという目標地図を作成するのを明確化しますので、座談会では吸い上げられない意見を募るため、市内約330人の担い手を対象に意見聴取を実施しました。その結果、具体的にこの地域で拡大したいという方もおりましたので、地図に反映してまいります。また、主な意見に記載がございますように、農業全般に対する貴重な意見もいただきました。まだまだ集約化が足りないとの御意見や基盤整備が遅れているとの御意見をいただきましたので、喫緊の課題として認識し、引き続き取り組んでいきたいと考えております。3の今後のスケジュールですが、現在農業委員会と協力して、規模拡大を考えている担い手約100人弱に具体的に農地を拡大したいエリアについて個別相談を進めています。それを含めて地図化をし、その後、計画の決定、公表を今年度末までに行う予定となっておりますが、この地域計画の策定はスタート地点となります。話合いでは10年後には耕作者がいない地域もありましたので、この計画を基本としまして、今後の新規就農者や離農者の情報を掴んで、継続的に毎年度見直しを行ってまいりたいと考えております。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問

はありますか。

○**下村委員** 今回の農地法の改正によって、市町村に地域計画を策定しなさいという通達に来て、主になるのは農業委員会ということで来ているんですね、おそらく国からは。農林水産課が一生懸命協力してくれるということで今報告があったと思うのですが、農業委員会にも主力で頑張っていたらいいように、市のほうからもよく言っていただきたい。もう一つ、私も農業の、この対象者の中で、参加させていただきました。そしたら、若手の人たちはスマート農業、いわゆる耕作面積を二反とか小さい耕作面積ではなくて、補助整備をもう一度きちんとやって、再整備をして、スマート農業をやるような耕作地にして欲しいというのが、若手の40代ぐらいの方で、まだまだ意欲のある方はそういうことをおっしゃっています。土浦市はそういう面では、耕作する農地って水田の場合ですと、耕作面積というのは新治に偏っていて、あんまりないのですが、意欲のある人達を支えていくのも、行政側で考えていかなければいけないと思うんです。そういった時に、補助整備というのかな、一部やっている所も、再、再々という所もあるんだろうと思うんです。もっと五反田とか一丁とかという耕作面積に変えていって、スマート農業が簡単にできるように推進していくのも行政の責任なのかもしれない。そういったことをお願いしたいなと思います。あと、農地法の改正の中には、人づくりも謳っているのですが、人づくりに関してどうやってやっていくのかと。これ地域計画ばかりに重点を置いてるのですが、地域計画と一緒にやると、合わせて人材確保の意味で、人づくりをしていかないと、そういう対策をしていかないと、10年後には本当にいけませんよという話になります。土浦市の経済は、商業と工業だけで成り立っているわけではないんですね。農林水産というのも入ってくるので、そこら辺にも力を入れていかないと、土浦市はどんどん先細り、いわゆる経済の活性化では、取り残されるような気がしますので、総合的な御判断をいただいて、農業の政策を推進していただきたいなと私からのお願いでございます。よろしく申し上げます。

○**坂本農林水産課長** ただ今、下村委員からお話ありましたように、私も座談会に参加させていただいて、将来の担い手、誰にやっていただいたら良いかという御相談を差し上げると、まずとにかくやりづらい農地が多いと、基盤整備の話がどの地区でも上がっていました。基盤整備は時間が掛かるものですが、委員おっしゃるように、この20年、30年新たな基盤整備を、土浦市は行ってこなかった面もあるかと存じますので、そういったことも含めていろいろ前に進むように検討してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○海老原委員 この名称なんだよね。地域計画はいいのだけど、単純に地域計画となると、そこら辺の道路も住居も全部入っちゃうような。農業の地域計画というのを発表する時に、何か入れるのかな。ただ単純に地域計画というのは、何だか分からないよね、一般市民には。国からこの地域計画を立てなさいっていうのは分かっているのだけれど、その辺の名称について一般に発表する時には、ただ地域計画という名称だけでは分からないので、説明もだけれど、名称についても何とかならないのかな。

○坂本農林水産課長 一般の方への公表の際には、地域計画の前に農地のとか、工夫して分かりやすいタイトルにしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○平石委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、その他です。(1) 土浦港周辺広域交流拠点整備事業に係るサウンディング型市場調査の実施結果について、説明をお願いします。

○福澄都市整備課長 都市整備課でございます。土浦港周辺地区広域交流拠点整備事業に係るサウンディング型市場調査の実施結果について、御説明をさせていただきます。資料2ページをお願いいたします。実施の経緯でございますが、茨城県と本市では、県の管理する土浦港及び市が保有する川口2丁目地区の市有地について、官民連携による水辺空間の賑わい創出の検討を進めており、民間事業者との対話を通じ、広く意見を伺うため、サウンディング型市場調査を実施いたしました。スケジュールとしては、9月の公表で、11月にサウンディングを実施いたしました。実施結果の公表は、12月18日の水曜日を予定してございます。3ページを御覧ください。エリアを四つに分けてございます。AからDという地区でございますが、Aは新港、Bは市有地、Cはりんりんポート、Dは土浦港となっております。4ページを御覧ください。結果の概要でございますが、サウンディングの参加者は5社でございました。事業者①は全地区の提案で、グランピング施設をメインに置きウオーターアクティビティー等の運営を提案されてございました。事業者②はD地区の土浦港を除いた提案で、水陸両用機の発着所としての機能を核とし、合わせて宿泊施設の管理運営等を検討されてございました。5ページを御覧ください。事業者③は全地区の提案で、広場を緑地整備したうえで、宿泊施設やマーケット、レストランの運営等の提案でございました。事業者④はB地区、市の所有地のみの提案でございまして、温泉施設の運営の提案でございました。事業者⑤もB地区のみの提案で温泉施設、宿泊施設、会議場などの提案でございました。今後の方針ですが、民間事業者からの貴重な御意見、御提案を参考にするとともに、県と市

での協議を進め、事業スキームの検討、公募条件の整理を進めてまいりたいと考えております。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 執行部から、ほかにございますか。

○坂本農林水産課長 先日の産業祭で行われたれんこんグランプリの投票に際して、我々の不手際により出品された農家の皆さん、投票にお越しになった方にも御迷惑と御不便をおかけしました。先日、出品された農家の皆さんと農協などの出荷関係者に全てお詫びに伺いました。深く反省し、来年度の改善につなげることをお約束いたしました。また、グランプリにつきましては、不手際により投票できなかった時間がありましたが、投票総数が500票を超えるものになりましたので、その投票してくれた皆さんの思いを無駄にしないで、今年度の投票結果によるグランプリを表彰してほしいと、農協組合長や出荷団体の代表からもお言葉をいただきましたので、これからグランプリの結果を各団体へ通知したいと考えております。年明けには、改善方法等について出荷団体と協議の場を設け、今後はこのようなことを繰り返さぬようこの教訓を生かしてまいります。この度は、本当に申し訳ございませんでした。

○和田水道課長 水道課でございます。先ほど議案第104号の債権の放棄について御質問がございましたので、そちらにつきまして、まず海老原委員からの御質問についてお答えさせていただきます。議案書の154ページにございました41番と42番の氏名が同一の債権につきましては、最初に年度内にお住まいだった住所において滞納があり、市内転出後の転出先についても滞納があったということで、二重での記載となっているものでございます。つづいて、島岡委員からの御質問がありました、最初に住んでいたアパートから、つぎのアパートへ転出した際に、前回お住まいで滞納があった場合、転出先でも開栓というのが可能であるかということでございますが、同一の方が市内に転出されて、前お住まいだった所で滞納の事実が判明した際には、開栓のほうは出来ません。いずれにしましても、滞納のほうの整理がついた際に、開栓という順番で手続きをさせてもらっておりますので、御理解いただければと思います。

○島岡委員 額を見ていると、決して払えない額ではない人たちがばかりなのですが、例えば昨日ある会社のオーナー会というのがあったのですけれど、その大東建託という所なのですが、その未回収率は0.005%、1万4,000件の管理戸数があって、その中で100件以内ぐらいの未納、滞納という

わけじゃないんですが、そんな感じで社員がもう血眼になって、借金取りではないですけど、ある程度現状を聞かせていただいたのですが、これだけの額だったら少し何回か行けばもらえるのではないかなというものばかりですもんね。その辺ひとつ頑張ってください。

○和田水道課長 現在につきましても、料金徴収業務につきましても、市内の委託業者に委託はさせてもらっているのですが、市の職員も共同で徴収は努めているところなのですが、今後さらに徴収の努力をさせていただいて、なるべく減少をさせるような形で、努力を進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○坂本農林水産課長 お配りしました花のカレンダーでございますが、この度広報広報課の協力のもと、新春号の広報つちうらに、農林水産課で構成した花のカレンダーを広報誌の中にとじ込みで入れていただくことになりましたので、お知らせいたします。この写真は夏頃から市民の方々に写真を募集し、今回実現しました。市の花である桜、そしてアルストロメリア、グラジオラス、ハスの花、そばの花の五つの花に限定して募集いたしました。掲載の写真は、全て市民の皆さんの善意により提供いただいたものでございます。ここに載せられなかった写真を含め、応募していただいた約100点の写真を、今日から3週間、本庁舎の2階通路部分、市民活動コーナー脇の壁のほうに展示いたします。委員の皆様もぜひ、この花カレンダーを御自宅で飾っていただければ幸いです。説明は以上となります。

○下村委員 このカレンダー、もっと印刷は綺麗なんでしょうね。画像が綺麗だと印象が残る。なにこれというようなものを出すと、かえって迷惑になるかもしれないから、その辺よろしく願いします。

○坂本農林水産課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○沼尻商工観光課長 私から委員の皆様にご報告させていただきます。花火の関係者への支払状況ですが、委員の皆様から力強い、後押しいただきましたので、先月11月19日に専決処分、補正予算をさせていただきまして、その後、現在約9割の事業者のほうに支払が完了しておりますので、年内にほぼ完了するというふうに考えております。それと栈敷席とか、そういった有料観覧席のほう、チケット会社のほうから順次申込者が御自身で、インターネット上で返金の手続きをされておまして、8割の方が返金を受けているというような状況でございます。なので、来年の令和7年1月14日まで返還期間を設けておりますので、チケット会社への委託料については、その業務を終わった後の支払いということになってございます。以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。そのほか、執行部からございますか。

○塚本産業経済部長 執行部からは、特にございません。

○平石委員長 委員の皆様から、その他について何かございますか。

○今野副委員長 確認ですが、今回の花火の件ですけれども、広報つちうらには載っていなかったような気がするのですが、これは所管が違うのかもしれないですけれども、こちらが主体だと思しますので、それは載っているのか載っていないのか、今後載せる予定があるのか、ないのかというのを伺わせていただいてよろしいですか。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。今野副委員長のほうからお話いただきました広報誌にはまだ掲載をしておりません。ただ先々日、小松の区長さんのほうが広報広聴課にいらして、載せてはどうかというお話があり、商工観光課にも入っております。紙面のスペースもございますので、その辺を広報広聴課と調整をしております。商工観光課としては、SNS等そういった所を見れない方に広報紙を使うというのは、非常に良いのかなと考えておりますので、今後検討していきたいと思っております。

○今野副委員長 昨日も会合があったのですが、やはり花火の話は、まだまだ熱いんですね。なので、広報誌に載せるということは、鎮静化ということに関しても一助になるのかなという気はしています。情報が全然分かっていない、どうなっているんだっていうことであつたので、それは載せていただきたいと思ひます。お願いします。

○平石委員長 ぜひよろしくをお願いします。そのほか、委員の皆様からございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 この後は、第3回定例会から継続審査になっております陳情1件の審査を行います。渡辺建設部長、浅岡道路建設課長はお残りいただいて、その他執行部の方は御退席いただいて結構です。お疲れ様でした。

(執行部退席)

○平石委員長 それでは、「(1)受理番号15号橋の管理瑕疵に関する陳情書」についてです。資料は「産業建設委員会」「令和6年」「12月13日」を御準備してください。資料の説明を事務局からお願いします。

○古宮議会事務局書記 議会事務局です。資料の説明をさせていただきます。資料6についてが、令和6年第3回定例会において、継続審査となった「受理番号15号橋の管理瑕疵に関する陳情書」になります。資料6—①が号橋の橋梁台帳となります。以上となります。

○平石委員長 浅岡道路建設課長から補足事項等ありましたら、お願いいたします。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。私からの補足説明であります。同様に橋梁の管理を行っている茨城県に確認させていただきました。その回答でございますが、茨城県におきましても現在の基準1.1メートルを満たしていない橋、高欄につきましても、茨城県におきましても、本市と同様に当時の基準で作ったものについては、その当時の基準で管理しているとのことであります。もちろん橋の架替えになれば現在の基準で架け替えるとのことでした。また、土浦警察署にも過去の事故の確認をしました。その結果でございますが、平成24年以前のデータについてはございませんでしたが、それ以降につきましても、事故の報告はないとのことでございます。私も現場を確認しましたところ、コンクリートの剥離等を確認しましたので、その辺に関しましては、直ちに補修を行っております。私からは以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。それでは、審査を行います。委員の皆様のお意見を伺います。

○海老原委員 資料6の5ページの写真。④の写真に強度低下の懸念ありと書いてあるのだけれど、そこが一番心配なんだけれど、まず。

○浅岡道路建設課長 ここに関しまして、前回9月の時もあったのですけれど、長寿命化の橋梁の点検もございまして、判定は2ということで、その辺は確認しております。ただ先ほど言った剥離等がございまして、鉄筋関係が出ていた所に関しましては、錆止めを施して、その上から補修も再度を実施しております。

○海老原委員 強度的には若干問題はあるけど、大丈夫だっていうことだよな。

○浅岡道路建設課長 そのとおりでございます。

○下村委員 この橋の欄干の支柱というのかな、これ中に鉄骨が入っているのかな。鉄筋だけなのかな。そこら辺の構造的なものがよく分からないんですけど。

○浅岡道路建設課長 鉄筋です。

○下村委員 鉄筋が爆裂しているんだ。ただ構造的には問題ないという判定は、欄干までは考えないんでしょう。

○浅岡道路建設課長 高欄、欄干までの強度というんですかね、先ほど海老原委員からもありまして、爆裂しているとかそういうものの補修をさせていただいて、合わせてそれが強度的に大丈夫だという判断をしております。

○寺内委員 浅岡課長。県のほうに行ってきた時に、県のほうでは架け替える

というような言葉が出たの。例えば、もう何十年も経ってるから、あそこの橋も架替えの対象になってますと。ただ、今は少し予算がないから待っててくださいというような話になっているの。それとも、一切そういうのはなくて、基準を満たしているのだから大丈夫ですとの一点張りだったの。

○浅岡道路建設課長 言葉足らずで、すいません。どこの橋ということではなくて、新たに橋を架け替えるということになった場合は、現在の基準でやりますということで、どこの橋を架け替えるというような回答ではなくて、新たに架け替える時というような表現でありました。

○寺内委員 匂橋というのは、俺らが小学生の前からの話なんだよ。だから、考えてみたら50年以上も経っているんだよね。銭亀橋なんかも、新たに架け替えてもらったよね。下流に行けば下流に行くほど、50年ぐらい経っているような橋なんだよ。だから、どこの橋とかではなくて、これだけ経っているのだから、架け替えてくださいということでやらないと、匂橋はいつになったらという話になるので、お願いしにいかないよ。その向こうが言ったことを、分かりましたとかではなくて、こちらから要望に行かない限りはなかなかやってくれないと思うよ。実際に橋は60年ぐらい経っているよ、間違いなく。私が小学校の時からあったんだから。そういう橋は構造がしっかりしているとなっても、何十年も経っていたら、どこかで基準が外れる所もあると思うんだよ。だから、今は予算がないからしょうがないということがあるかもしれないけど、早急に架け替えてくれるようなことでやってもらえないだろうかぐらいの要望もかけないといけないよ、分かりましただけではなくて。なんか聞いてたら、全然私通らないから構わないかなっていう感じだよ。あそこの所は市役所があったから通ったけれど、もうあそこ通らないから構わないかなというようなことではなくて、あそこは富士崎町の人から桜町の人生活道路になっているわけだから、そういうところを合わせて早く架け替えてくださいってことの要望はかけてくださいよ。ではないと、こういうものが出てくるのは当たり前のお話なんです。生活道路を使ってんだから。だからそこはちょっと考えてやってくださいよ。答弁はいいよ。

○下村委員 この橋は、詳細のほうを見ると、原付を除く車両通行禁止という交通制限を掛けている橋なんですね。間違いなく。

○浅岡道路建設課長 そのとおりでございます。

○下村委員 プレキャストの橋なんだね。PC橋になっているから、体力は低下するのが鈍いから、相当長持ちしてるのだろうと思うんですよね。架替えということまで県もいかないかもしれないけども、まだまだ持つのではないのか

なというところが、多分調査した結果で出ているのだろうと思うんです。だから、欄干の高さを変えるとということになると、景観の問題とか、フィルムコミッションといったところで相当使っているわけで、景観を損なうと、そういった利用がなくなるということもありますので、逆に言うと大事に使ったほうが良い可能性もあるわけだね。そんなふうにも思います。私の意見です。

○今野副委員長 県にも確認をしたら、建築当時の基準で判断しているっていうことでしたが、県はそのほかに客観的な数値、例えば強度がどのくらいだとか、ただ単に大丈夫だよねということで、県は判断を多分していないと思うので、客観的な数字の説明というのはいったいあったのでしょうか。

○浅岡道路建設課長 私の聞き取りの中で、数値等ということまでは聞き取りのほうをさせていただいていないのが正直なところでございます。ただ、市も行っているとおり、橋は5年に1度検査をなさいますというのは、法律で決まっています。県のほうも同様に橋梁の点検は行っていますので、それをもとに判断しているということで考えております。

○今野副委員長 それは、当然強度はもちろんのことですけれども、かなり多項目にわたって調査しているということですよ。

○浅岡道路建設課長 そのとおりです。

○吉田委員 大元の話に戻ってしまいますが、元々の時系列を思い出してほしいのですが、陳情書が挙がりましたよね。挙がったことによって、匂橋という話になっていると思うんですけど、これを継続審査するか、しないかの話でしたが、私は不採択で良いんじゃないかって話をしました。匂橋が先輩方の中で、クローズアップされていますけれども、土浦市では橋の優先順位を決めているわけです。もうこれよりもさらにやばい橋がうちの地元にもあって、陳情書を出して、これだけいじってくれるのだったら、うちも地元の地区長に言って、早く出さな、陳情書を出せば先輩たちがすごい動いてくれて、すぐにやってくれるから、もう本当にうちのほうがやばい、高速の常磐道に架かっているやつですとか、レベルがやばいですという数字出ているんです。それを早く予算を付けないと駄目だよとっている中で、本当に陳情書が挙がってくると細かくケアをしてくれるのですが、そもそも個人の意見みたいなものをここまですべてやっていただけるのはすごい素晴らしいと思うのですが、市も何もやってないわけではなくて、優先順位を付けて、限られた予算の中で、選択と集中というか、ここはやらないといけないというの付けているわけですから。この方の陳情書がずっと来ていて、すごい皆さん動いてくださっているのですが、その辺は本当に客観的に見ていただいて、ほかにもたくさんあるんだよ

ねということ少し念頭に置いていただきたいと思います。

○平石委員長 本当に大事な意見だと思いますの、お願いいたします。そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御意見も出尽くしましたので、継続審査についてお諮りをさせていただきたいと思います。本陳情を継続審査とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(なし)

○平石委員長 いないようでございますので、継続審査とすることは否決ということにさせていただきたいと思います。それでは、採決をいたします。本陳情を採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(なし)

○平石委員長 それでは不採択とする方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○平石委員長 それでは、「受理番号15号橋の管理瑕疵に関する陳情書」については、不採択とすることに決しました。付託されました陳情の審査は、以上となります。以上で産業建設委員会を閉会します。お疲れ様でした。